

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
	等製造業水洗施設 ・32ハ 有機顔料等製造業 遠心分離機 ・32ニ 有機顔料等製造業廃ガス 洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・34ハ 合成 ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業 ラテックス濃縮施設 ・34ニ 合成ゴム製造業 静置分離器 ・37ニ 石油化学工業アクリロニ トリル製造用急冷施設等 ・37ヨ 石油化学工 業メチルメタアクリレートモノマー製造用反応 施設等 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗 施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施 設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗 浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47 ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製 造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗 浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有 する試薬製造業試薬製造施設 ・61イ 鉄鋼業 タール及びガス液分離施設 ・63イ 金属製品 製造業等焼入れ施設 ・63ロ 金属製品製造業 電解式洗浄施設 ・64 ガス供給業又はコーク ス製造業タール及びガス液分離施設等 ・66 電気めっき施設 ・68 写真現像洗浄施設 ・71の2 科学技術研究所等 ・青化法製練施設	
処分するために処理し したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・シアン化合物 1 ・シアン化合物 1
汚泥、廃酸、廃アルカ リ 令第2条の4第5号フ (PCB)	[水濁法令別表1] ・23イ パルプ等製造業原料浸せき施設 ・23 ニ パルプ等製造業蒸解施設 ・23ホ パルプ 等製造業蒸解廃液濃縮施設 ・23ヘ パルプ等 製造業チップ洗浄施設等 ・23ト パルプ等製 造業漂白施設 ・23チ パルプ等製造業抄紙施 設 ・23ヌ パルプ等製造業湿式繊維板成型施 設 ・23ル パルプ等製造業廃ガス洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設	(汚泥の場合) ・PCB 0.003 (廃酸、廃アルカリの場合) ・PCB 0.003
処分するために処理し したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・PCB 0.03 ・PCB 0.003
汚泥、廃酸、廃アルカ リ 令第2条の4第5号コ (トリクロロエチレン)	[水濁法令別表1] ・19ト 紡績業等染色施設 ・19チ 紡績業等 薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印 刷業、製版業現像洗浄施設等 ・31ハ メタン 誘導品(フロンガス)製造業洗浄施設等 ・32 有機顔料等製造業ろ過施設等 ・33ホ 合成 樹脂(フッ素樹脂)製造業ガス冷却洗浄施設及 び蒸留施設 ・37イ 石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 石油化学工業分離施設 ・37ハ 石油 化学工業ろ過施設 ・37タ 石油化学工業廃ガ ス洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施 設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第 2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試	(汚泥の場合) ・トリクロロエチレン 0.3 (廃酸、廃アルカリの場合) ・トリクロロエチレン 3

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
	薬製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・66 電気めつき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 ・石油製品製造業蒸留施設（トリクロロエチレンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設 ・トリクロロエチレンによる表面処理施設	
処分するために処理したもの	（廃酸、廃アルカリの場合） （廃酸、廃アルカリ以外の場合）	・トリクロロエチレン 3 ・トリクロロエチレン 0.3
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号エ （テトラクロロエチレン）	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業等染色施設 ・19チ 紡績業等薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・31ハ メタン誘導品（フロンガス）製造業洗浄施設等 ・32 有機顔料等製造業ろ過施設等 ・33ホ 合成樹脂（フッ素樹脂）製造業ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・37イ 石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 石油化学工業分離施設 ・37ハ 石油化学工業ろ過施設 ・37タ 石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気めつき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 ・石油製品製造業蒸留施設（テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る） ・テトラクロロエチレンによる表面処理施設	（汚泥の場合） ・テトラクロロエチレン 0.1 （廃酸、廃アルカリの場合） ・テトラクロロエチレン 1
処分するために処理したもの	（廃酸、廃アルカリの場合） （廃酸、廃アルカリ以外の場合）	・テトラクロロエチレン 1 ・テトラクロロエチレン 0.1
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号テ （ジクロロメタン）	〔水濁法令別表1〕 ・21イ 化学繊維製造業湿式紡糸施設 ・21ロ 化学繊維製造業リントー、未精練繊維薬液処理施設 ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・31イ メタン誘導品製造業メチルアルコール、四塩化炭素製造施設のうち蒸留施設 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機	（汚泥の場合） ・ジクロロメタン 0.2 （廃酸、廃アルカリの場合） ・ジクロロメタン 2

産業廃棄物の種類	施設	基準
	<p>・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設</p> <p>・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹脂製造業湿式集じん施設 ・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設</p> <p>・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41イ 香料製造業洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設</p> <p>・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53イ ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く） ・71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く）</p> <p>・写真感光材料製造業溶解施設</p> <p>・ジクロロメタンによる表面処理施設</p>	
処分するために処理したもの	<p>（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <p>（廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p>	<p>・ジクロロメタン 2</p> <p>・ジクロロメタン 0.2</p>
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ア （四塩化炭素）	<p>〔水濁法令別表1〕</p> <p>・31イ メタン誘導品製造業メチルアルコール、四塩化炭素製造施設のうち蒸留施設 ・31ハ メタン誘導品（フロンガス）製造業洗浄施設及びろ過施設 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設</p> <p>・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33ホ 合成樹脂（フッ素樹脂）製造業ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹脂製造業湿式集じん施設</p> <p>・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・34ホ 合成ゴム製造業静置分</p>	<p>（汚泥の場合）</p> <p>・四塩化炭素 0.02</p> <p>（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <p>・四塩化炭素 0.2</p>

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
	<p>離器 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41イ 香料製造業洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設</p> <p>・石油製品製造業蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る） ・四塩化炭素による表面処理施設</p>	
処分するために処理したもの	<p>（廃酸、廃アルカリの場合） （廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p>	<p>・四塩化炭素 0.2 ・四塩化炭素 0.02</p>
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号サ (1,2-ジクロロエタン)	<p>〔水濁法令別表1〕 ・28ホ カーバイト法アセチレン誘導品製造業塩化ビニルモノマー洗浄施設 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹脂製造業湿式集じん施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設</p> <p>・石油製品製造業蒸留施設（1,2-ジクロロエタ</p>	<p>（汚泥の場合） ・1,2-ジクロロエタン 0.04 （廃酸、廃アルカリの場合） ・1,2-ジクロロエタン 0.4</p>